

資料 2 . 契約書関連資料に対する質疑について

(1) 下記資料に対する質疑がある場合に限り、次のとおり配布の様式により提出すること。

資料 2 . 契約書関連資料

- 2 - 1 小田原市市民ホール整備事業に関する事業協定書 (案)
- 2 - 2 小田原市市民ホール整備事業 (第 期) 契約書 (案)
- 2 - 3 小田原市市民ホール整備事業 (第 期) 契約書 (案)
- 2 - 4 業務委託契約約款 (2 - 2 及び 2 - 3 に含む。)
- 2 - 5 工事請負契約約款 (2 - 3 に含む。)

提出期間 平成 2 9 年 7 月 2 5 日から平成 2 9 年 7 月 2 6 日まで

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで (正午から午後 1 時までを除く。)

ただし、締切日については午後 3 時までとする。

提出方法 質疑書 (様式 5 - 1) に記載の上、事務局 E メールアドレス (hall-propo@city.odawara.kanagawa.jp) にマイクロソフト社製のエクセル形式で送信すること。

電子メールの件名は、「【共同企業体名】小田原市市民ホール整備事業 (契約書関連資料に対する質疑書) 」とすること。

また、送信後、確認のため事務局に電話連絡すること。

(2) 質疑に対する回答

回答期限 平成 2 9 年 8 月 1 0 日

回答方法 小田原市ホームページに掲載する。

(3) 質疑書及び回答書は、整備推進委員会に報告する。